

議 案 第 81 号

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例  
の制定について

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

障害福祉サービス及び介護サービスの料金体系に合わせ、派遣手数料を改定  
するため。

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（昭和58年松戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（手数料の徴収）</p> <p>第3条 ホームヘルパーを派遣したときは、<u>心身障害者等の属する世帯の生計中心者から、別表に定める額を手数料として徴収する。ただし、当該世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である場合又は生計中心者の前年所得税が非課税の世帯である場合は、手数料を徴収しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（手数料の徴収）</p> <p>第3条 ホームヘルパーを派遣したときは、<u>心身障害者等（当該心身障害者等が18歳未満である場合にあつては、その保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）から、次の各号に掲げる心身障害者等の区分に応じ当該各号に定める額を手数料として徴収する。ただし、1月当たり37,200円を上限とする。</u></p> <p>(1) <u>心身障害者等及び当該心身障害者等と同一の世帯に属する者（当該心身障害者等が18歳以上である場合にあつては、その配偶者に限る。）が派遣を受けた月の属する年度（派遣を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の市民税を課されない者である場合における当該心身障害者等又は心身障害者等及び当該心身障害者等と同一の世帯に属する者が派遣を受けた月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者であつて市長が定めるもの若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支</u></p>

援給付受給者である場合における当該心身障害者等 0円

(2) 前号に掲げる者以外の者 別表に定める額

別表（第3条関係）

派遣対象世帯の区分	金額（1時間当たり）
生計中心者の前年所得税が5,000円以下の世帯	250円
生計中心者の前年所得税が5,001円以上15,000円以下の世帯	400円
生計中心者の前年所得税が15,001円以上40,000円以下の世帯	650円
生計中心者の前年所得税が40,001円以上70,000円以下の世帯	850円
生計中心者の前年所得税が70,001円以上の世帯	950円

別表（第3条関係）

1 身体介護（入浴車を用いた入浴介助を除く。）

の手数料

所要時間	金額
30分未満	270円
30分以上1時間未満	426円
1時間以上1時間30分未満	619円
1時間30分以上2時間未満	705円
2時間以上2時間30分未満	795円
2時間30分以上3時間未満	882円
3時間以上	970円に30分を増すごとに87円を加えた額

2 家事援助の手数料

所要時間	金額
30分未満	111円
30分以上1時間未満	207円
1時間以上1時間30分未満	290円
1時間30分以上2時間未満	363円
2時間以上2時間30分未満	436円
2時間30分以上3時間未満	509円
3時間以上	583円に30分を増すごとに73円を加えた額

3 入浴車を用いた入浴介助の手数料

サービスの種類	1回当たりの金額
全身入浴	1,335円
部分入浴又は清拭	1,202円

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後のホームヘルパーの派遣に係る手数料について適用し、同日前のホームヘルパーの派遣に係る手数料については、なお従前の例による。